

指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定について

自然保護課

○施設名称：秋田県環境と文化のむら

設置場所	南秋田郡五城目町上樋口字山田沢156番地の1	設置年度	平成7年度
設置目的	里山の自然と触れ合い、及びその自然のもたらす恩恵により築かれてきた文化について学習する機会を提供することにより、人と自然との関係について理解を深め、もって県民の環境に関する意識の高揚に資する。		
施設概要	敷地面積 51.90ha（五城目町と土地貸借契約） ・自然ふれあいセンター 622㎡ 木造2階建（事務室、研修ホール、工作室） ・愛鳥山荘 320㎡ 木造平屋建 ・その他（観察路、東屋、炊事場、ベンチなど）		
開館時間等	・開館時間 午前9時～午後5時 ・開館期間 通年 ・休館日 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）及び12月29日から1月3日		
指定管理者に行わせる業務	1 施設の使用の許可等に関する業務 2 施設等の維持管理に関する業務 3 施設の利用の促進に関する業務（普及啓発業務） 4 1～3に掲げるもののほか、環境と文化のむらの管理に関し知事が必要と認める業務		
限度額	32,135千円（平成31年度から平成35年度までの管理運営費）		
指定管理者の指定に係るスケジュール(予定)	○平成30年 6月 6月議会で債務負担行為の設定 ○平成30年 7月～9月 指定管理者の公募 ○平成30年10月 指定管理者（候補者）選定委員会の開催、候補者の選定 ○平成30年12月 12月議会の議決を経て指定管理者を指定 ○平成31年 2月～3月 2月議会で31年度当初予算案審査、協定締結 ○平成31年 4月～ 指定管理の実施		